

平成28年(2016年)10月5日(水)

県民生活部県民活動生活課

滋賀県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）の一部改正に伴い、所要の規定の整理を行うため、滋賀県特定非営利活動促進法施行条例（平成10年滋賀県条例第34号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 認定特定非営利活動法人等の海外への送金または金銭の持出しに係る書類の知事への事前提出が不要とされたことから、関係規定の整理を行うこととします。（第23条関係）
- (2) 「仮認定特定非営利活動法人」の名称が「特例認定特定非営利活動法人」に改められたことから、必要な規定の整理を行うこととします。（第26条、第27条関係）
- (3) その他

ア この条例は、平成29年6月6日までの間において規則で定める日から施行することとします。

イ その他必要な規定の整理を行うこととします。

滋賀県特定非営利活動促進法施行条例新旧対照表

第1条～第22条 省略	旧	第1条～第22条 省略	新
(役員報酬規程等の提出)		(役員報酬規程等の提出)	
第23条 第10条の規定は、法第55条第1項の規定による書類の提出について第23条 第10条の規定は、法第55条第1項の規定による書類の提出について準用する。		第23条 第10条の規定は、法第55条第1項の規定による書類の提出について準用する。	
2 法第55条第2項の規定による法第54条第3項に規定する書類の提出は、規則で定めるところにより、助成金の支給を行った後遅滞なく、行うものとする。		2 法第55条第2項の規定による法第54条第3項に規定する書類の提出は、規則で定めるところにより、助成金の支給を行った後遅滞なく、行うものとする。	
3 法第55条第2項の規定による法第54条第4項に規定する書類の提出は、規則で定めるところにより、海外への送金または金銭の持出しを行う前に(災害に対する援助その他緊急を要する場合で事前の提出が困難などときは、事後遅滞なく)、行うものとする。ただし、海外への送金または金銭の持出しの額が200万円以下である場合は、この限りでない。		3 法第55条第2項の規定による法第54条第4項に規定する書類の提出は、規則で定めるところにより、海外への送金または金銭の持出しを行う前に(災害に対する援助その他緊急を要する場合で事前の提出が困難などときは、事後遅滞なく)、行うものとする。ただし、海外への送金または金銭の持出しの額が200万円以下である場合は、この限りでない。	
第24条 省略		第24条 省略	
(仮認定)		(特例認定)	
第25条 第19条の規定は、法第58条第1項の <u>仮認定</u> について準用する。		第25条 第19条の規定は、法第58条第1項の <u>特例認定</u> について準用する。	
(仮認定特定非営利活動法人の役員の変更等の届出等)		(特例認定特定非営利活動法人の役員の変更等の届出等)	
第26条 第21条第1項の規定は法第62条において準用する法第52条第1項において読み替えて適用する法第23条、第25条第6項および第29条の規定による届出および提出について、第22条の規定は法第62条において準用する法第53条第1項の規定による届出について、第23条の規定は法第62条において準用する法第55条第1項および第2項の規定による書類の提出について、第24条の規定は法第62条において準用する法第56条の規定による届出による閲覧および臘写について、それぞれ準用する。		第26条 第21条第1項の規定は法第62条において準用する法第52条第1項において読み替えて適用する法第23条、第25条第6項および第29条の規定による届出および提出について、第22条の規定は法第62条において準用する法第53条第1項の規定による届出について、第23条の規定は法第62条において準用する法第55条第1項および第2項の規定による書類の提出について、第24条の規定は法第62条において準用する法第56条の規定による届出による閲覧および臘写について、それぞれ準用する。	

2 法第62条において準用する法第52条第2項に規定する仮認定特定非営利活動法人であつて他の都道府県知事を所轄とするものは、同項の規定により同項に規定する書類を提出するに際しては、規則で定めるとこりに、第21条第2項各号に掲げる事項を知事に届け出なければならない。この場合において、同項第1号中「認定特定非営利活動法人」とあるのは、「仮認定特定非営利活動法人」とする。

(合併の認定の申請)

27条 法第63条第3項の申請は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出することにより行うものとする。
(1) 認定特定非営利活動法人または仮認定特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名および主たる事務所の所在地
(2) 認定または仮認定の年月日およびその有効期間
(3)～(4) 省略

28条 省略

29条 法第75条の規定により読み替えて適用する民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成16年法律第149号。以下「電子文書法」という。)第3条第1項の条例で定める保存は、法第14条(法第39条第2項において準用する場合を含む。以下同じ。)、第28条第1項および第2項、第35条第1項、第54条第1項(法第62条(法第63条第5項において準用する場合を含む。)および第63条第5項において準用する場合を含む。)ならびに第54条第2項から第4項まで(これらの規定を法第62条において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定による備置きとする。

2 法第75条の規定により読み替えて適用する電子文書法第4条第1項の条例で定める作成は、法第14条、第28条第1項、第35条第1項および第54条第2項から第4項までの規定による作成とする。

2 法第62条において準用する法第52条第2項に規定する特例認定特定非営利活動法人であつて他の都道府県知事を所轄とするものは、同項の規定により同項に規定する書類を提出するに際しては、規則で定めるとこりに、第21条第2項各号に掲げる事項を知事に届け出なければならない。この場合において、同項第1号中「認定特定非営利活動法人」とあるのは、「特例認定特定非営利活動法人」とする。

(合併の認定の申請)

27条 法第63条第3項の申請は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出することにより行うものとする。
(1) 認定特定非営利活動法人または特例認定特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名および主たる事務所の所在地
(2) 認定または特例認定の年月日およびその有効期間
(3)～(4) 省略

28条 省略

29条 法第75条の規定により読み替えて適用する民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成16年法律第149号。以下「電子文書法」という。)第3条第1項の条例で定める保存は、法第14条(法第39条第2項において準用する場合を含む。以下同じ。)、第28条第1項および第2項、第35条第1項、第54条第1項(法第62条(法第63条第5項において準用する場合を含む。)および第63条第5項において準用する場合を含む。)ならびに第54条第2項および第3項(これらの規定を法第62条において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定による備置きとする。

2 法第75条の規定により読み替えて適用する電子文書法第4条第1項の条例で定める作成は、法第14条、第28条第1項、第35条第1項および第54条第2項において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定による作成とする。

	3 法第75条の規定により読み替えて適用する電子文書法第5条第1項の條例で定める縦覧等は、法第28条第3項、第45条第1項第5号（法第51条第5項および第63条第5項において準用する場合を含む。）ならびに第52条第4項および第54条第5項（これらの規定を法第62条において準用する場合を含む。）の規定による閲覧とする。
4 省略	以下 省略
	以下 省略